

西海市教育委員会（令和4年第2回定例会）会議録

期 日：令和4年2月24日（木） 午前9時30分開会

場 所：多以良地区公民館 1階講堂

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、寺本 温、川南 まつみ、村山 みほ

出席者：教育次長 山口 英文

教育総務課長 田口 春樹

学校教育課長 楠本 正信

社会教育課長 岩永 勝彦

教育総務課 課長補佐 森下 直也

書記 林 大樹

傍聴者：なし

1. 開会

○教育長

ただいまから、第2回定例教育委員会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に寺本委員、村山委員を指名いたします。

3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

N I Eフェア

県指定研究発表会

第4回西海市教育振興基本計画策定委員会

第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

桜の苗木植樹

初任者研修実施運営委員会

第4回長崎県都市教育長協議会

西海市教育振興基本計画答申式

第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

第11回部長会

第3回学力向上推進会議

災害時相互協定にかかる協定締結式

第6回西海市行政改革推進本部会議

令和4年度当初予算記者発表

校長会・教育委員会合同会議

西海市民栄誉賞表彰式

5. 議事

○教育長

日程第1「議案第1号 西海市学校医の委嘱について」

○教育長

日程第1「議案第1号 西海市学校医の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2ページが名簿案になりますが、13番の●●氏が新たに選任されております。説明は以上になります。

○教育長

ただいま、議案第1号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第1号 西海市学校医の委嘱について」は、可決されました。

○教育長

日程第2「議案第2号 西海市教育振興基本計画の改定について」

○教育長

日程第2「議案第2号 西海市教育振興基本計画の改定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

4回の審議を経て、答申を受けております。長崎大学副学長の●●氏に委員長を務めていただきました。

主な改正点をご説明いたします。1つ目としまして、近年の社会情勢や教育情勢を考慮し、現状と課題の分析を行いました。2つ目としましては、持続可能な開発目標SDGsを各事業へ関連付けております。3つ目としまして、市が行った市民意識調査の教育関連部分を現状分析の一つとして活用しました。4つ目として、施策の方向性や成果指標を現状に即したのものに見直したというところです。12月1日から1月10日までパブリックコメントを実施しております。項目ごとの説明は時間の都合上割愛させていただきます。説明は以上になります。

○教育長

ただいま、議案第2号の説明がありました。質疑ありませんか。

○寺本委員

8ページの下から2行目に、市民意識調査での施策の重要度が生涯学習の充実については、34施策中32番目とありますが、これはアンケート調査の方法にも問題があるのかなと思います。どれに興味がありますかという相対評価よりも、それぞれを点数化していく絶対評価をしていただければと思います。今後の参考までに申し上げます。

9ページの②に生涯学習講座というのがあります。3行目に「全ての世代や対象者に興味を持たせるよう」という部分がありますが、不登校の問題は、もちろん学校や教育委員会は学校に行ってほしいというのは間違いないことですが、子どもによってそれぞれ事情は異なると思います。中間的な場所もありますが、そこにも行けない子どもに対して、公民館事業等で行われているカルチャースクールのようなところ、おそらく高齢者が多いかと思いますが、そういった子どもを歓迎してくれる場として開かれるということも一つあるのかなと思います。例えば将棋を指したり、踊りが好きな子にはフラダンスの講座もありますから、楽しみながらコミュニケーションの場として開かれていけばいいなと思います。不登校の子どものいろんなパターンを考えながら、いろんなアクションを起こしていくことの一つにこの生涯学習もあるのかなと思いました。

資料を見せていただいて、不登校の子どもの割合が多いなと感じましたので、もう少し対応に取り組めないかなと思いました。例えば35ページがまさに不登校等の子どもへの支援とあります。適応指導教室から学校に行ってもらえれば一番ですが、そこにも行けない子どもにどうアクションを起こしていくかという時に、不登校の原因は多岐に渡ると思うんですね。学力や友達、家庭、性格などに関係していて、一律に対応ができるものではありません。ですからいろんなことを専門家と取り組んでいくことが大切だと思います。その中で、タブレット端末が活用されているかは分かりませんが、例えば家でなら授業が受けられるとか、AIドリルなどで過去のことも学びながらということができると思います。これはある方から聞いた話ですが、兄が不登校になって、弟が学校に行くと、先生から心配されて聞かれることがストレスになって、その子も学校に行きたくなくなっているということがあったそうです。こういった様々なケースで起こる不登校が極力なくなるような西海市を目指していただければと思います。

○学校教育課長

ChromeBookの活用には可能性を感じておまして、他県の取組としては臨時休業の時に不登校の子どもが、ChromeBookを通して朝のあいさつなどに参加できたという報告を見ました。西海市の現状としては、コロナの不安で休んでいる子たちにChromeBookを持たせて、

朝の健康観察などをしたという事例が増えてきています。そういった実践を積み重ねながら、不登校への対策として検討していく必要があると考えております。

○寺本委員

どこまで可能か分かりませんが、保健室登校の子でも保健室でならChromeBookで授業に参加できるという事例も聞いたことがあります。授業風景だけでも興味がある時には見せてみるといったこともあってもいいのかなと思います。

50ページの4行目のLGBTsのsは何を意味しているのでしょうか。

○学校教育課長

これは、LGBTだけではなく、他にもいろんな捉え方が増えてきているというところからの複数形のsでございます。

○北島委員

国際的にはLGBTQの方が多みたいですが、sの方がいいということでしょうか。

○学校教育課長

どちらが正しいのかというのは分からないのですが、我々が参考にした資料にはそうでした。

○寺本委員

63ページの施策の方向性の中に新たな地域ボランティアの発掘とありますので、将来的には成果指標の中にボランティアの人数も掲げたほうがいいと思います。

スポーツに関してですが、バスケットボールの長崎ヴェルカが非常に頑張っているのも、チューリップアリーナで将来的に試合など何らかの折衝ができるといいなと思います。

○村山委員

大崎小学校の吹奏楽部設置について、大崎高校の野球部もそうですが、小中高を通して部活動ができる環境というのも難しいのは分かっていますが、整えられれば子どもの将来の夢や活動に繋がるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○社会教育課長

プロバスケットボールチームの招致については、それぞれのチームのホームグラウンドというのがありますので、なかなか難しいところがありますが、Vファーレン長崎などは、今でも県内自治体の名をつけて大会を行ったり、そこで物産の販売をしたり、市長が挨拶をしたりということは行っております。また、Vファーレン長崎が西海市に来て指導をしたりということも行っておりますので、そういった働きかけはできているのかなと思っております。

○学校教育課長

できれば小中高で部活動をとというお話も統合の際に伺っておりました。特に大崎中学校に野球部がないといったところですね。部活動については、顧問の教員の数、子どもの希望、ルール作りなどについて保護者と検討しながら進めていくよう校長に話をしております。また、定期的に部活動についての話し合いは校長と学校教育課で行っておりますので、一つの視点として持っておきたいと考えております。

小学校に部活動はありませんので、地域にあるチームなど社会体育との繋がりとして考えております。

○教育長

他に質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第2号 西海市教育振興基本計画の改定について」は、可決されました。

○教育長

日程第3「議案第3号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について
(西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡保存活用計画策定委員会設置条例の制定について)」

○教育長

日程第3「議案第3号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について
(西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡保存活用計画策定委員会設置条例の制定について)」
を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読・条例案説明)

○教育長

ただいま、議案第3号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

この活用計画策定委員会の立ち上げの背景に何かビジョンのようなものを描いていら
っしゃるのでしょうか。そういったものがあれば教えてください。

○社会教育課長

この背景といいますのが、ホゲット石鍋製作遺跡が国の史跡に指定されておりまして、
現在11の工房のうち、第6工房というのが崩落の危険性があるということで調査等を行っ
ています。国の史跡になっておりますので、補助事業を活用する際にこの保存活用計画が
必要になってきたというところがあります。今のところ活用案については具体的なビジョ
ンはありませんが、崩落を防ぐことに併せて、活用案等についても検討していく予定です。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第3号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市市史跡ホグット石鍋製作遺跡保存活用計画策定委員会設置条例の制定について）」は、可決されました。

○教育長

日程第4「議案第4号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」

○教育長

日程第1「議案第4号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

（議案朗読）

白似田体育館、西海北運動場を削除、大島西体育館を追加、大島西面体育館を削除となります。これに伴い、西海北運動場の利用に関する規定を削除し、照明使用料についても同様の体育館と運動場の削除及び追加を行っております。

西海中学校に隣接する西海北運動場については、社会体育施設としての利用は少ないということで、学校の施設として、今回整理するとしております。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第4号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

よって「議案第4号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」は、可決されました。

○教育長

日程第5「議案第5号 西海市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第5「議案第5号 西海市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

第3条中の教育委員会を西海市教育委員会に、幼稚園はなくなりましたので削除、小学校4,000円を4,200円に、中学校4,780円を5,000円に変更となります。原材料費の高騰に伴い給食費を改定しようとするものです。

○教育長

ただいま、議案第5号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

今後も原材料費の値上がりが考えられるため、またすぐに給食費の改定をしなければいけない可能性も考えられますが、そこについては考慮されたのでしょうか。

○学校教育課長

給食費の改定については平成30年度から検討をしておりました。現状、牛肉を使用した給食が年1回しか出せない状況で、子どもに様々な食を経験してもらいたいという思いや栄養を確保したいというところからいけば、今の額では大変難しいということが続いておりました。北島委員からいただいたご意見のように、今後の状況でさらに改定ということもあるかもしれませんが、まずは現状の改善を優先させていただいたというところです。

○北島委員

参考意見としてしか申し上げられませんが、度重なる値上げというのは精神的な負担を感じてしまうと思います。どうしてもここで値上げをとということであれば仕方ないのかもしれませんが、急激な物価高騰が見えているわけですので、例えば半年後でも保護者からすると仕方ないと感じてくれるのではないのでしょうか。何度も何度も値上げをするよりかはいいのかなと思つての意見です。どうしてもここで値上げをしておかなければ運営できないといった事情もあろうかと思つたので、今回はこれでいくというのであれば賛成いたしますが、今後の計画を立てる際の参考にしていただければと思います。

○寺本委員

値上げによって圧迫される家庭が多いのでしょうか。

○教育次長

給食費の滞納、特に過年度分については特に力を入れて徴収しておりますので、全体的な給食費に少しは余裕ができてきているのかなと思います。

経済的に厳しい家庭には就学援助費で支援があるということで認識をしていただければと思います。

○村山委員

西彼中学校ではいまだに集金袋で給食費を払ってしまつて、ときわ台小学校も数年前まではそうでした。集金する保護者の負担も大きいので、口座からの引き落としになるといいなと思つています。他の学校の集金の方法の状況はどうなっているのか、市として集金方法を統一していただきたいと思つていますがいかがでしょうか。

○教育次長

集金の方法は地区や学校によって違いがあります。未納が発生しやすいのは口座からの引き落としの方でございまして、集金袋による方が徴収率がいいものですから、お手数料をおかけするとは思つていますが、会計を行う側からすると実費徴収をお願いしたいところです。ただ、学校によっては、未納の対策をしっかりと行いますといったお約束をして引き落と

しをしているところもございます。こういった前提はありますが、申し出があった学校については負担を減らせるように検討をさせていただきます。

○北島委員

給食センターが防災と連携した計画もありますので、その参考意見として申し上げますが、私は長崎県の介護人材確保の協議会の委員をさせていただいてまして、いろんなデータをいただくのですが、長崎県内の就業人口は54万人くらいしかいません。その中で介護職が何%で、これくらいが必要ですよ、という議論をしていくんですが、そもそも人口が減っているんで、今後はさらに人材の確保が難しくなっていきます。給食センターも同様に、調理人材の確保がもっと難しくなるんですね。そのような状況で自分のところで作るとなると、工夫が必要になります。調理技術に液冷で急速冷凍をするクックフリーズというのがあります、これを使うと3～4か月保存ができます。これであれば、数人の調理員さんで計画的な調理が可能になりますし、運搬作業さえできればいいわけですから、効率的な作業ができるようになるわけです。

人口が減って、働き手がいなくなるという前提を踏まえて計画をつくらないと、今いるから大丈夫ということはありません。ぜひ、将来推計を想定しながらいろんな計画を作られてはどうかと思います。

○教育次長

ご意見ありがとうございます。給食会の方でも、市が掲げるまちづくり構想で給食センターのあり方も今後見えてくると思います。今いただいたご意見等も踏まえながら検討を進めていきたいと思っております。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第5号 西海市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について」は、可決されました。

○教育長

日程第6「議案第6号 崎戸町江島地区及び同平島地区の小学校及び中学校の給食費の月額について」

○教育長

日程第6「議案第6号 崎戸町江島地区及び同平島地区の小学校及び中学校の給食費の月額について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

給食費の改定に伴い、小中学校は本土部と同様、職員については6,300円に変更とするものです。

○教育長

ただいま、議案第6号の説明がありました。質疑ありませんか。

○寺本委員

島部ということで輸送費等がかかりますので、本土部と同額にしても市からの補助のようなものが必要になってくるかと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長

職員のところが6,300円になっておりますが、ここで輸送費等の調整をしているところでございます。

○川南委員

ただでさえ離島で不便なのに、輸送費等を職員が負担すべきところではないと思います。

○学校教育課長

ももとはそれぞれの学校で給食を作っていたということがあります。島部においてはへき地手当というのがありまして、職員の給与の部分で負担が大きいということで加算されているものがあります。その中には輸送費等も含まれています。おそらく、学校での昔の話し合いの中でこういった状況を踏まえて、子どもと職員の額が異なるとしていたのではないかと思います。一昨年、江島・平島の給食費が足りないということで、給食会の基金で補填をしたこともございます。

○川南委員

手当がつくとしても、そこの割り増し部分は市が負担すべきだと思います。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第6号 崎戸町江島地区及び同平島地区の小中学校及び中学校の給食費の月額について」は、可決されました。

○教育長

日程第7「議案第7号 西海市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第7「議案第7号 西海市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定につ

いて」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

第10条の「1人につき」というところを「利用者1人当たりの同時」に変更としております。団体についても同様です。また、第17条として電子図書館サービスについての規定を追加しております。電子図書館とはインターネットで閲覧可能なサービスで、返却期限がくると自動で返却になります。コンテンツ数は提供開始時に約8,000冊となります。

○教育長

ただいま、議案第7号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第7号 西海市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」は、可決されました。

○教育長

日程第8「議案第8号 西海市立学校教職員人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理実施要綱の制定について」

○教育長

日程第8「議案第8号 西海市立学校教職員人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理実施要綱の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

7ページが制定のポイントとありますが、人事評価の方法は業績評価と能力評価です。人事評価の結果については、人材育成に活用するとともに、任用、給与、分限その他人事管理の基礎として活用します。被評価者は、人事評価の結果に関する苦情があるときは申し出ることができます。

教職員は自分への評価を2月下旬までに行う最終面談で提示されます。

評価結果に異論等ある場合は管理職に説明を求め、納得いかなかった場合は苦情相談を行い、この相談で解決できなかった場合に苦情処理を行います。

この告示は、令和4年4月1日に施行する予定です。説明は以上です。

○教育長

ただいま、議案第8号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

今回西海市ではこの要綱を制定されるということで、これまで苦情相談の制度があった

のかどうか、市役所職員にも同様の苦情相談の制度があったのか、お聞かせください。

○学校教育課長

人事評価結果に係る苦情相談の窓口というのは、今回新たなもので、他市町でも西海市と同じように令和4年4月に向けて制定しようという動きがあります。苦情相談窓口が今あるかということですが、新たな人事評価制度に関するものは今回制定するんですが、現在の人事評価制度に関する相談窓口は教育委員会になっております。形としてはありますが、人事評価制度の内容が変更となりますので、新たなものを制定しようとするものです。

○教育総務課長

市職員の相談窓口があるかについてですが、市の職員に対する人事評価制度はすでに導入されておりまして、それに係る相談窓口も設置されているところです。将来的には任用、給与、分限などに反映させるという考えではいるのですが、まだ反映されておりません。

○教育長

補足ですが、今回の新たな人事評価制度は特に給与に関わってくるということもあり、以前より苦情が発生するのではないかとということで要綱として定めるということです。

○北島委員

民間と行政では法律自体が違うので、民間ではよほどの理由がないと給料を下げることはできないんですね。違いがあるという前提で、一般論ですけれども、職場の心理的安全性を確保すること、公平公正な評価制度を整備していくというのは普遍的にどの企業も目指していかなければいけません。その中で、申し立てをする制度があると組織は動かなくなるんですよ。本日、中期の基本計画が出ましたし、単年度の計画があって、それぞれの事務分掌の中で達成目標があって、すごくいいなと思ったのは情意評価が入ってなくて業績評価と能力評価だけというところなんです。これについて精度を高く、きちんと評価して行って、苦情申し立てが起こらないことを目指していくことが組織としてのあるべき姿だと思います。不平不満というのはその人の価値観だし、思い込みかもしれないので、それをすべて聞いては組織が回らなくなると思います。苦情申し立てが起こってくると、上司が適正に指導や指示ができない状態になって、組織との位置関係がおかしくなってしまうと思います。ぜひ運用する際には、西海市では、苦情が出ないような定量的で客観的な指導や人間味のあるといいますか、人と人とのコミュニケーション、対話をきちんとやりながら、苦情が出ないような運用をしてほしいなと思いました。

○寺本委員

ポイント2に2月下旬までに最終面談で掲示されるとありますが、この評価者というのは学校の校長先生になるのでしょうか。

○学校教育課長

教諭については教頭が一次評価者、校長が二次評価者になります。管理職については教育委員会で評価を行います。初期面談から年3回面談を行いますけれども、初期面談で今年度は何を頑張るのかというのを決めて、最終面談で振り返るということを行います。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第8号 西海市立学校教職員人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理実施要綱の制定について」は、可決されました。

○教育長

日程第9「議案第9号 西海市立学校教職員苦情等審査会実施要領の制定について」

○教育長

日程第9「議案第9号 西海市立学校教職員苦情等審査会実施要領の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

7ページが制定のポイントになります。苦情相談で解決できない場合の対応として、審査会を置くこととしていることに伴う制定になります。調査員は学校教育課の人事担当職員等が行います。

○教育長

ただいま、議案第9号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第9号 西海市立学校教職員苦情等審査会実施要領の制定について」は、可決されました。

○教育長

日程第10「議案第10号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育費補正予算第11号)」

○教育長

日程第10「議案第10号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育費補正予算第11号)」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2款1項5目はコロナ対策としての公共施設等手洗水栓取替事業で、小中学校17校、社会体育施設46施設に実施しております。コロナ関係の地方創生交付金を活用しておりますが、金額が固まりましたので減額を行うものです。

10款の教育費ですが、1項2目の西海地区スクールバス運行事業基金積立金で7,431千円の増額。3項3目の西彼中学校施設等整備事業で225,853千円の増額。4項1目の私立幼稚園教育振興補助事業等で10,344千円の減額。総額としまして222,940千円の増額補正となります。

先ほど申し上げた西彼中学校施設等整備事業については、繰越明許費で整理をさせていただきます。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第10号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第10号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育費補正予算第11号)」は、可決されました。

○教育長

日程第11「議案第11号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(令和4年度教育費予算)」

○教育長

日程第11「議案第11号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(令和4年度教育費予算)」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

令和4年度教育費予算の総額は2,101,570千円で、令和3年度から208,255千円の増額となっております。この増額については、令和3年度の当初予算が骨格予算であったことによる差でございます。

○教育長

ただいま、議案第11号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

○北島委員

通信環境がないご家庭に対して、ルーターの貸出しであるとか、関連した対応などお考えでしたら、教えてください。

○教育総務課長

通信環境整備における契約事務手数料については補助する制度を今年度立ち上げ、次年

度も実施する予定です。昨年の定例会で要綱の改正を行ったところ、申請者も増えてきています。ルーターの貸出しについては、そういったサービスを行っている事業者もあると聞いておりますので、臨時休業等になった時には検討すべきかと思えます。今のところ予算措置等はしておりませんが、前向きに検討していきたいと思えます。

○村山委員

学校教育のオンライン学習などタブレットの活用を強化するという中で、学校でアートを、となるとデジタルデザインに興味を持つ子も出てくると思えます。美術の時間でというのは難しいかもしれませんが、例えば外部講師をお呼びして、デジタルデザインのお話を聞く機会があればいいなと思えました。

○学校教育課長

デジタルデザインについて、もし今の教育課程で行うとすれば、総合的な学習の時間やキャリア教育、ようこそ先輩などの事業で実施可能なのかなと考えております。校長会などで話題にしたいと思えます。

○寺本委員

教職員住宅のトイレの洋式化が盛り込まれているのが1点目です。

2点目は学校訪問の時にWi-Fiが繋がりにくいという様子が見られましたが、そのあたりの整備はどうなっているのでしょうか。

3点目は電子黒板のWi-Fi化がありましたが、グループで話し合った内容などが黒板に表示されるようになるというのでしょうか。

最後に、アートに関して、東京芸術大学との連携とありますが、その内容について教えてください。

○社会教育課長

令和7年に長崎県で国民文化祭が行われます。それに向けて、県が東京芸術大学と提携しております。県の事業にこちらから手を挙げて、どういったことに取り組めるのか模索しているところです。

○学校教育課長

電子黒板についてですが、今の電子黒板は有線で繋いだ端末の画面を映せるものになっています。今回導入しようとしているものは、無線ですべての端末の画面を映すことが可能になるものです。

○教育総務課長

教職員住宅のトイレについては、当初予算に入っておりません。まずはシャワートイレ化をするということで、維持費の中で順次実施をしております。

Wi-Fiの繋がりにくさですが、学校から報告があれば、専門業者に調査をしていただいて、設置場所の移動や回線の増設などをさせていただきます。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第11号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（令和4年度教育費予算）」は、可決されました。

○教育長

日程第12「議案第12号 令和4年度教職員人事異動について」

○教育長

日程第12「議案第12号 令和4年度教職員人事異動について」を議題といたします。

議事に入る前に、議案第12号は人事に関する案件ですので、会議を公開しないことにしたいと思います。

まず、公開しないことについての可否を決定します。

この決定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び西海市教育委員会会議規則第12条の規定によって、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とし、討論を用いないで決定することになっています。

それでは、会議を公開しないことについて採決します。

この採決は挙手によって行います。

公開しないことに賛成の委員は、挙手願います。

(全員挙手)

ただ今の賛成者は4人、3分の2以上です。

よって、議案第12号は、公開しないことに決定しました。

それでは、委員及び議案説明者以外の方の退席を求めます。

ここでしばらく休憩します。

(非公開)

○教育長

休憩を閉じて、会議を再開します。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

6. その他

各課報告（資料により報告）

次回の定例教育委員会：3月29日（火）午前9時30分～

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。（午前11時50分閉会）